

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月27日
里庄町

目 次

序章 方針の策定にあたって

- 1 基本理念
- 2 目標年次等

第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 本町の農業の概況
- 2 本町の農業の将来展望
- 3 効率的かつ安定的な農業経営の目標
- 4 育成・支援すべき担い手の対象
- 5 地域の特色を生かした農業経営の育成・支援
- 6 担い手への支援
- 7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

第2章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第2章の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第3章 第2章及び第2章の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

- 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方
- 2 町が主体的に行う取組
- 3 関係機関との連携・役割分担の考え方
- 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

第4章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
- 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

第5章 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

- 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

第6章 その他

序章 方針の策定にあたって

1 基本理念

本町では、恵まれた自然条件や地理的条件、先人が蓄積した技術を受け継ぎ、今日においても米、もも、いちご、花き、畜産など高い技術と自然条件を生かした他に誇るべき地域色豊かな生産が行われている。

しかし、近年、農業従事者の高齢化、後継者の不足が深刻化しており、また、その経営規模の拡大も容易に進まず、生産性が低いなど、多くの課題を抱えている。

一方、国においては令和2年3月に、新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、農業の成長産業化を促進する「産業政策」と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪として引き続き推進し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることとしている。担い手対策については、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担い、国内外の情勢変化や需要に応じた生産・供給が可能な農業構造を確立するため、経営規模や経営形態の別にかかわらず、経営発展の段階等に応じ、経営改善を目指す農業者を幅広く担い手として位置づけ、農業内外からの人材確保と育成、経営基盤の継承、農業経営の法人化等を推進することとされている。

さらに、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（目標地図）等を明確化し公表したもの。）の策定による地域農業の点検の加速化と各種施策の一体的な実施が不可欠であり、地域の農業者やコーディネーター役を担う地方公共団体、農業協同組合、農業委員会等の組織、農地中間管理機構が一体となって、担い手への農地の集積・集約化を進めることとしている。

本町は、このような状況の中で、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の育成の展開方向を示し、新たな本町農業の発展を目的とするものである。

2 目標年次等

この基本構想は、令和12年を目標としている。

なお、この基本構想は、法に基づき平成6年に策定して以降、おおむね5年ごとにその後の10年間の目標を定めている。

第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本町の農業の概況

本町は、岡山県南西部に位置し、その立地条件を生かして稲作・果樹を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、一部の農家で施設園芸も導入されている。

総農家戸数は10年間で24%減少しており、近年のすう勢を踏まえると、現在の311戸から令和7年には約230戸程度まで減少すると予想される。また農業経営体も10年間で56%減と農家数以上に減少しており、今後も高齢化による担い手不足がさらに進むことが予測される。

加えて、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼし、今後の農業生産力のさらなる低下が危惧される。

2 本町の農業の将来展望

本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これからの経営が農業生産の相当部分を担う生産性の高い農業構造への転換を図ることを基本とする。

3 効率的かつ安定的な農業経営の目標

具体的な経営の指標は、周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（経営体当たりおおむね400万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

なお、「おおむね」は8割とする。

4 育成・支援すべき担い手の対象

(1) 認定農業者

法第12条により、本町等で農業経営改善計画の認定を受けた経営体

(2) 認定新規就農者

法第14条の4に基づき本町で青年等就農計画の認定を受けた経営体

(3) 基本構想水準到達者

次のいずれかに該当する経営体（認定農業者、集落営農、認定新規就農者を除く。）

- ① 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者
- ② 農業経営改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、

従前の経営面積を維持し、又は拡大している者（平成 23 年度以降再認定を受けていない者の中から確認）

（４） 集落営農

次のいずれかに該当する任意組織の集落営農

① 特定農業団体

法第 23 条に基づき、地域の農地の 2 / 3 以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織

② 集落営農組織

集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農等を行っている組織

なお、おおむね 10 年後における育成・支援すべき担い手の対象の目標数は、20 経営体とする。

5 地域の特色を生かした農業経営の育成・支援

本町は、将来の本町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長するため、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

まず、本町は、晴れの国岡山農業協同組合（以下「農協」という。）、農業委員会、農業普及指導センター等が強力な相互の連携の下で濃密な指導を行うため、里庄町地域担い手育成総合支援協議会を設置しており、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理機構、農協、農業委員会等による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「中間管理事業法」という。）第 2 条第 3 項）の積極的な活用を図り、円滑な農用地の集約化を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話合いと合意形成を促進するため、地域計画の策定に取り組む。また、地域での話合いを進めるに当たっては、経営改善に資するよう地域の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作

業単位の拡大を一体的に促進することとし、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業普及指導センターの指導の下に、消費者ニーズに対応するマーケットインの視点を持ちながら、既存施設園芸の作型、品種の改善による高品質化や高収益化、新規作目の導入を推進する。なお、本町の場合、小規模な圃場が多いという特徴を考慮し、経営リスクの分散化の観点からも、年間を通して季節の農産品を組み合わせた少量多品目の生産振興も図るものとする。

そして、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や地域農業の話し合いの場への参加・協力を促進する。

なお、地域農業の維持・発展のため、効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、半農半X農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等が連携を図るなど、多様な人材が多様な働き方で役割を発揮しながら、農地の保全、農村コミュニティの維持を図る。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

また、一度農地が荒れると再生するためには、多くの費用と時間を有するため、補助制度等を通じてそうした荒廃農地を再生するための支援を行うほか、自分が所有する土地は責任を持って草刈等保全管理をしていくことの重要性を広報等で強く呼びかけていく。

6 担い手への支援

本町は、里庄町地域担い手育成総合支援協議会において、農業普及指導センターの協力を受け、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化及び販路開拓等経営改善方策の提示等の重点的指導を行う。

そうした指導を行うことにより確保する新規認定農業者数の目標を年間1経営体とする。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の新規就農者は、近年増加していないが、従来からの基幹作物であるものの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本町は青年等に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

近年における農業従事者の状況や新規就農者数の動向、21世紀おこやま農業経営基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標「5年間で750人」を踏まえ、本町においては年間2人の当該青年等の新規就農者の確保を目標とする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及びその周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,200時間以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得200万円以上）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、新たに始める農地や経験豊富な先輩農家の紹介については地元事情に精通した農業委員会が行い、技術面や経営面については農業普及指導センターや農協等が指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

また、中長期的な取組として、若い人や定年帰農者など多様な人に、まずは作物を作ることに興味を持ってもらえるよう、生産者との交流の場や農業体験の機会の創出など徐々に農業の知見を広めていくものとする。

第2章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型
 ことの効率的かつ安定的な農業経営の指標

基本的指標の前提条件

- (1) 主たる従事者1人当たりの年間労働時間は1,800時間程度とし、所得目標は経営体当たりおおむね400万円とする。
- (2) 農畜産物の販売価格は、平成27年～令和元年の市場価格等を参考にして設定する。
- (3) 水稻作付面積は水田面積の60%とする。
- (4) 経営管理の方法は、複式簿記と青色申告を基本とする。
- (5) 農業労働力が不足する場合は、家族労働や雇用により補うこととし、家族経営協定の締結と給料制、休日制に取り組む。

【営農類型モデル】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻作	〈作付面積等〉 水稻 3ha 飼料米 2ha 大豆 1ha 麦 1ha 〈経営面積〉 7ha 水稻作業受託 8ha	〈資本装備〉 (中型機械化一貫体系) 田植機 1台 トラクター(30ps) 1台 コンバイン 1台 乾燥機(35石) 1台他 〈その他〉 ・麦、大豆については二毛作 ・2ha程度に団地化された農用地	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 〈その他〉 ・麦、大豆については二毛作 ・2ha程度に団地化された農用地	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
水稻+施設園芸	〈作付面積等〉 水稻 40a 飼料米 10a いちご(施設) 20a 〈経営面積〉 70a	〈資本装備〉 田植機 1台 トラクター 1台 コンバイン 1台 ビニールハウス 2,000㎡ 高設栽培システム 一式 〈その他〉 ・2団地程度に集団化された農用地 ・いちごは作期を分散させる		・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設園芸に係る軽作業についてパート雇用従事者を確保

<p>水 稲 + 果 樹 (もも)</p>	<p>〈作付面積等〉 加納岩白桃 10 a 白鳳 15 a 清水白桃 15 a 岡山夢白桃 10 a ゴールデンピーチ 10 a 水稲 30 a 〈経営面積〉 90 a</p>	<p>〈資本装備〉 作業場 100 m² 防蛾灯 60 a スプリンクラー 60 a 軽四トラック 1 台 運搬車 (5ps) 1 台 動力噴霧機 1 台 草刈り機 1 台 スポーツスプレー (共同) 1 台 もも樹 60 a 水稲は全面委託</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・パート雇用従事者を確保</p>
<p>果 樹 専 作 (ぶどう)</p>	<p>〈作付面積等〉 シャインマスカット (簡易被覆) 20 a 〈経営面積〉 20 a</p>	<p>〈資本装備〉 作業場 90 m² かん水施設 20 a 果樹棚 20 a 簡易被覆施設 20 a 軽四トラック 1 台 動力噴霧機 1 台 バックホー (共同) 1 台 運搬車 1 台 草刈り機 1 台 ぶどう樹 20 a</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・パート雇用従事者を確保</p>
<p>野 菜 専 作 (多品目)</p>	<p>〈作付面積等〉 なす 10 a トレビス 10 a さといも 10 a キャベツ 10 a はくさい 10 a ブロッコリー 10 a マコモタケ 10 a 〈経営面積〉 70 a</p>	<p>〈資本装備〉 トラクター 1 台 防除機 一式 管理機 1 台 作業場 1 棟 ハウス 100 m² かん水装置 一式 防風ネット 一式 堀取機 1 台 分離機 1 台 移植機 1 台 軽四トラック 1 台</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>

酪農	〈飼養頭数〉 経産牛 50頭 飼料畑 6ha (作付面積等) トウモロコシ 6ha イタリアンライグラス 6ha 〈経営面積〉 6ha	〈資本装備〉 畜舎 550㎡ 攪拌搬送機 1台 トラクター 1台 コーンハーベスター 1台 フォレージハーベスター 1台 バルククーラー 1台 パイプラインミルクカー 1式 たい肥化施設 1基 排水処理施設 1基 〈その他〉 ・2ha程度に団地化された農用地	・パソコン簿記を利用した経営分析	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減
水稲作 (組織 経営体)	〈作付面積等〉 水稲 8ha 飼料米 5ha 大豆 1ha 麦 1ha 〈経営面積〉 15ha	〈資本装備〉 (中型機械化一貫体系) 田植機 1台 トラクター(30ps) 1台 コンバイン(4条刈) 1台 乾燥機(35石) 1台他 〈その他〉 ・麦、大豆については二毛作 ・2ha程度に団地化された農用地	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施 〈その他〉 ・2ha程度に団地化された農用地	

第2章の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の
 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指
 標

第1章に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町で
 展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次
 のとおりである。なお、営農類型を示していないものは、第2章の効率的かつ安定的な農業
 経営の基本的指標を参考にすることとする。

【営農類型モデル】

営農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農 業 従 事 の 態 様 等
果樹 + 野菜	<作付面積等> もも 25 a マコモタケ 10 a <経営面積> 35 a	<資本装備> ・作業場 1 棟 ・トラクター 1 台 ・管理機 1 台 ・かん水施設 1 カ所 ・防風ネット 1 カ所 ・動力噴霧器 1 台 ・バックホー 1 台 ・軽四トラック 1 台	・複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る ・記帳したデー タを基に経営 管理 ・青色申告の実 施	・家族労働力 = 1 名 ・家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休日 制の導入

第3章 第2章及び第2章の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の特産品であるマコモタケなどの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業普及指導センター、農協等と連携して、研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地の取得に係る支援などの受入体制の整備、就農アドバイザーや先輩農家による実践的指導の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用の推進に取り組む。

加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など、農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、交流会の実施等の支援を行う。

2 町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業普及指導センターや農協などの関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の紹介・あっせん、必要となる農用地等のあっせん・確保の支援を行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓については農協等と連携してサポートし、営農面から生活面までの様々な相談については本町の各部署と協力して対応する。就農者が他の農家等と交流ができる場を提供し、地域内で孤立することがないように配慮するとともに、就農者からの要望により地元住民との交流の橋渡しを行い、トラブル発生時には関係機関と協力して解決に努力し、就農準備から定着までに必要となるサポートを行う。

これらのサポートは、本町が主体となって、里庄町地域担い手育成総合支援協議会とともにを行う。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国や県による支援策や新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見

込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。そのような地域農業を担う者については、必要に応じて地域計画の協議の場へ参加させ、地域計画の修正等の措置を講じる。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、県、農業委員会、農協等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いつつ、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の紹介・あっせん、農用地等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、里庄町地域担い手育成総合支援協議会及び農協と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農協等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本町の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2章に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標
地域の農用地面積の3分の1程度とする。

○効率的かつ安定的な農業経営への面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、家族経営体、組織経営体の地域における農用地利用（主な基幹作業（水稲については耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀その他の作目についてはこれらに準ずる農作業）を受託する農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有する特定農作業受託面積を含む。）のシェアの目標である。

2 目標年次は令和12年とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、里庄町地域担い手育成総合支援協議会を活用のうえ農地中間管理機構等の関係機関と連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させる。

担い手が不足する地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小規模や家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体が規模拡大を図るエリアとして、また、新規就農の促進を図るエリアとして、地理的条件や営農類型の特性に合わせた利用を推進する。

第5章 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準 その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、その区域内の基幹作物の農繁期を避けて設定することとし、開催に当たっては、本町の広報紙やホームページに掲載すること等により周知を図る。

参加者については、農業者、町、県、農業委員、農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構、農協、その他の関係者とし、協議の場において地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応については、本町農林建設課で行う。

地域計画の区域の基準として、農業上の利用が行われる農用地等の区域については、自然的経済的社会的諸条件を考慮して区域を設定するが、農業振興地域内の農用地等が含まれるよう設定することを基本とする。

本町は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農協等の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知）参考様式第 6 - 1 号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。

② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、特定農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農協等の指導、助言を求めてきたときは、里庄町地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、地域計画の実現に当たっては担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農協その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農協は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

第6章 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、平成18年7月25日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成22年6月11日一部変更する。

附則

1 この基本構想は、平成24年2月16日一部変更する。

附則

1 この基本構想は、平成26年9月30日一部変更する。

附則

1 この基本構想は、平成27年11月30日一部変更する。

附則

1 この基本構想は、平成28年11月30日一部変更する。

附則

1 この基本構想は、令和4年3月31日一部変更する。

附則

1 この基本構想は、令和5年9月27日一部変更する。

2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めるときは、なお従前の例による。

